



滝川市街路樹適正化計画



2024年（令和6年）10月

滝川市

目 次

はじめに	1
第1章 滝川市の街路樹	2
(1) 街路樹の定義と状況	
(2) 街路樹の課題	
(3) 本計画の位置づけ	
第2章 街路樹の基礎調査	13
(1) 点検調査	
(2) 事故防止のための緊急対応	
(3) 点検及び緊急対応後の状況	
第3章 街路樹の適正化に向けて	15
(1) 街路樹適正化の基本的な考え方	
(2) 基本理念と方針の体系	
(3) 滝川市の街路樹の将来像	
第4章 街路樹適正化方針	19
基本方針1 健全な緑の管理	
基本方針2 人に快適な街路樹	
基本方針3 地域の風景を守る	
基本方針4 市民とともに	
第5章 街路樹適正化に向けたスケジュールと進行管理	25
(1) 事業の優先順位	
(2) 街路樹適正化計画の進行管理	
第6章 おわりに	27
〈資料編〉	
(1) 街路樹の管理基準	
(2) 街路樹の法的位置づけ	
(3) 道路植栽に関わる制約	
(4) 路線別適正化方針	

はじめに

街路樹は、私たちの生活の中にたくさんの恵みを与えてくれており、緑の潤いのある空間創出、悪天候などによる視界不良時における視線誘導機能や防風防雪機能、歩車道分離による車両の路外逸脱防止、歩行者の保護、酸素の供給、大気浄化など役割は様々です。

戦後の高度経済成長期には、道路整備の進捗に合わせて全国的に植栽されてきており、本市でも道路整備、とりわけ都市計画道路の整備に合わせた植栽が進み、市内全体の街路樹本数は約5,700本（令和5年3月現在）となっています。これらの街路樹は魅力的な道路景観の一部となるなど、本市の良好な都市環境向上に大きく貢献しました。

しかし、植栽から一定期間が経過し成長が進んだ街路樹の一部では、大木化や老木化が進み、枯枝の落下や倒木等による事故のリスクが増大し、道路交通の安全に影響を及ぼすとともに、一部の街路樹では紅葉期の落ち葉による沿線住民への負担が増加してきています。

それに加え、街路樹の大木化により交通信号機や交差点で進入車が見えづらくなることで安全運転に支障が出たり、歩道での根上りによって歩行者の通行に支障が生じたりするなどの課題も発生してきました。

こうした街路樹の大木化や老木化の進行によって引き起こされる様々な課題に対し、現在の維持管理体制のままでは、維持管理費の増大による財政面での負担増加や健全な樹形管理を保つことが困難となることが懸念され、質の高い維持管理を施すための新たな取り組みへと転換し、諸課題に対応していく必要があります。

個々の街路樹がより健全に美しく生育できる環境と安全で快適な道路空間・歩行空間が両立するよう、人口規模に見合った適正な街路樹本数と、持続可能な維持管理体制の確立を目的として、滝川市街路樹適正化計画を策定します。

第1章 滝川市の街路樹

(1) 街路樹の定義と状況

1) 定義

街路樹とは、道路管理者が設置する道路の附属物であり（道路法第2条第2項）、道路用地内に高木・中木・低木などが植栽されている植樹帯を指します。

道路空間内の緑陰として、まちに潤いと安らぎを与える効果に加え、景観向上、環境保全、交通安全、防災機能などその役割は多岐にわたっており、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路交通の確保をする上で重要な施設となっています。

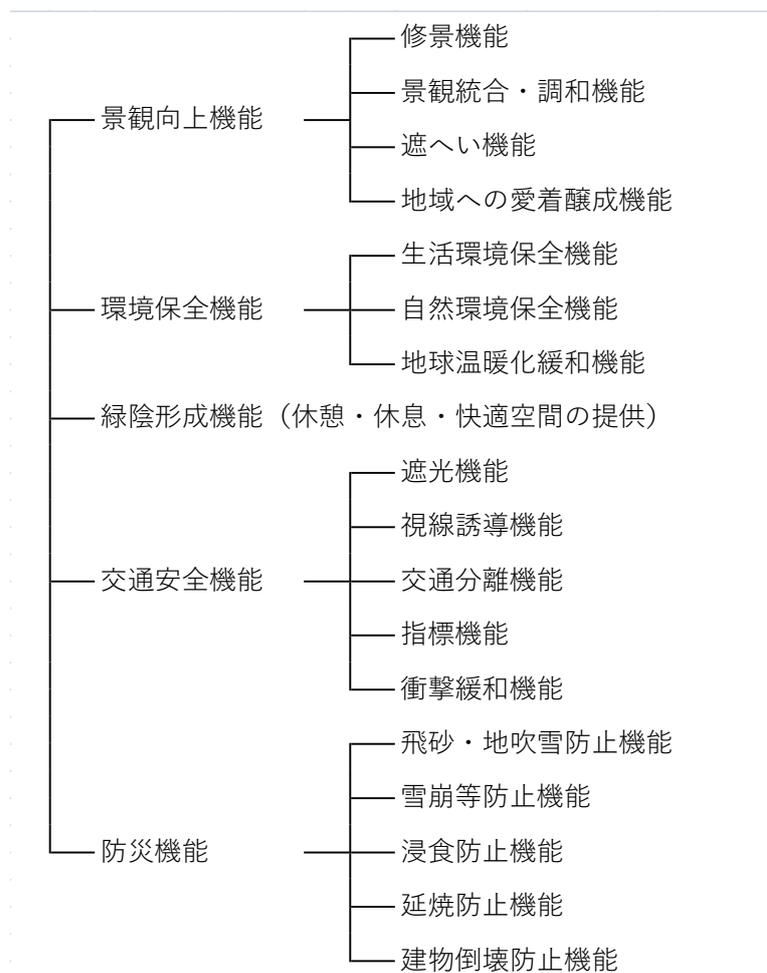


図 道路緑化の機能

出典：「道路緑化技術基準・同解説」

(公社) 日本道路協会 (2016.3)

2) 状況

滝川市は、北海道のほぼ中央、札幌市と旭川市の間空知管内石狩平野北部に位置し、国内3番目の長さを誇る石狩川と、その支流空知川に囲まれた位置に都市を形成しています。

また、西部を流れる石狩川に向かい、幾つもの小河川が東部の山地・丘陵地から注いでおり、空知川の北側には、河川の流れて沿って発達した河岸段丘が東へ線路上に延びる斜面緑地として残っており、全体として潤いにあふれた緑豊かな都市となっています。

一方で、市街地内には緑が少なく、市街化による環境や景観の悪化を防ぐため、道路整備に合わせて街路樹の植栽が進みました。

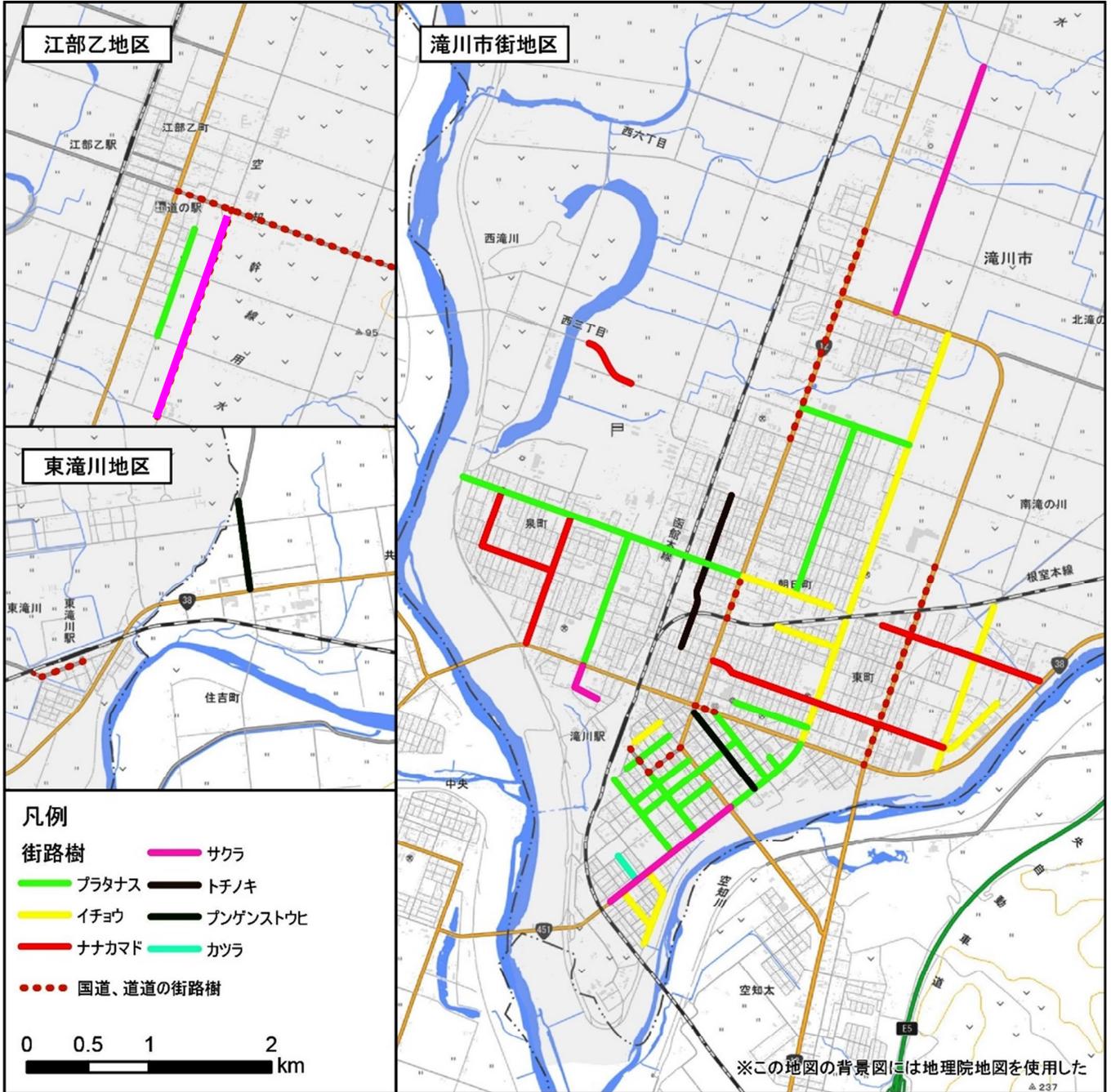
平成13年に策定した「滝川市緑の基本計画」では、「緑の活用」「緑文化の普及」を施策の柱として掲げ、景観形成や環境改善に効果的な街路樹の植栽と保全を進めてきました。

現在滝川市が把握・管理している街路樹は約5,700本あり、駅前などの中心街にはプラタナス、南北方向の市道にイチョウ、東西方向の市道にナナカマドが多く植栽されており、特に東二号通（東第1授業場通り線）に植栽されているイチョウ並木の紅葉は、本市の四季を彩る名所としての景観が形成されています。

植樹種別	設置延長 (m)	延べ延長 (m)
ナナカマド	5,122.79	9,115.75
プラタナス	13,917.24	26,914.13
ネグンドカエデ	854.99	1,661.39
イチョウ	9,147.11	15,826.62
ハシドイ	252.95	283.13
ヤマザクラ	2,555.33	4,193.31
トチノキ	250.08	485
ミズナラ	332.68	631.63
その他	8,281.82	13,490.93
総合計	41,400.80	73,742.47

資料：滝川市道路台帳 歩道植樹種別調査





(2) 街路樹の課題

街路樹は植栽から一定期間が経過し、一部では大木化や老木化が進み、台風等で倒木が相次ぐなど、植栽当初には想定していなかった課題が顕在化してきています。

更に一部の街路樹では更新時期を迎えるなど、近い将来に植え替えの検討が必要となることも予想されます。また、今後の一層の大木化や老木化を考慮しますと、これまでと同様の対応では今後全ての街路樹を安全に維持していくことが困難な状況に陥る恐れがあります。

街路樹の安全性を確保し、その機能を持続可能な形で発揮させていくためには、量的確保から質の向上へ取り組みの方向性を見直す必要があります。

1) 大木化・老木化による樹木の健全性の低下

多くの街路樹は植栽から数十年が経過しており、大木化や老木化が進んでいます。更に道路沿線の市街化が進むことにより、道路上空に多くの電線が張り巡らされる等、街路樹の周辺環境も植栽時とは変わってきています。そのため、街路樹の一部は、樹木が生育するための十分な空間確保ができず、健全な生育が妨げられています。

○強剪定による樹勢の低下

限られた予算の中で街路樹を剪定していますが、特に大きく育つ樹種（プラタナス）については、維持管理費の低減を目的としてその成長速度に応じてやむを得ず樹冠を強く剪定せざるを得なくなり、その結果、剪定直後は景観的に見苦しいだけでなく、樹木にとっても過大なストレスとなり、樹勢の低下が見られます。



○生育空間の不足

近接した植樹により個々の樹木が十分に生育せず、病害伝染も危惧されます。



○病虫害による劣化

老木化することで病虫害に侵されやすくなり、劣化することで倒木等の危険が増します。



2) 道路空間の安全性の阻害

信号や交差点・道路照明に近接した場所に植樹された街路樹は、その時々状況を見て剪定するなどの対応はしているものの、成長した枝葉が信号や標識などを隠したり、進入車両や通行者を見えづらくしたりする場合があります、交通安全上の支障になっています。

○信号や標識等の視認性低下

植栽当初は若木だった街路樹も、植栽から数十年を経過し成長が非常に早いプラタナスを始め幹周が120 cmを超えるほど大きく成長しているものが少なからず存在してきました。張り出した枝葉などで標識や信号を隠し、視認性を低下させている場合があります。



○交差点部・横断歩道の見通し低下

交差点部や横断歩道などに近接した樹木の成長により、視認性や見通しを悪くしている場合があります。



3) 歩道における快適性の阻害

伸びた根が歩道の舗装やインターロッキングブロックを持ち上げる根上りが、歩行者の通行の支障になっています。

○根上りによる歩行妨害

根上りにより歩道路面の凹凸が発生し、歩行者などの通行を阻害する場合があります。



○大木化や枝張りによる障害

大木化や枝張りで歩行空間を狭めたり、歩行者に支障となったりする場合があります。



○歩道占拠

植樹柵が歩道幅員を過度に狭め、有効幅員が確保されていない場合があります。



4) 景観の阻害

市街地の街路樹等の保全生育にかかる指針が定められておらず、強風等の気象環境による生育不良や周辺建物等への影響から剪定を繰り返す等の過度な剪定によって、健全な樹形が損なわれた樹木が散見されます。

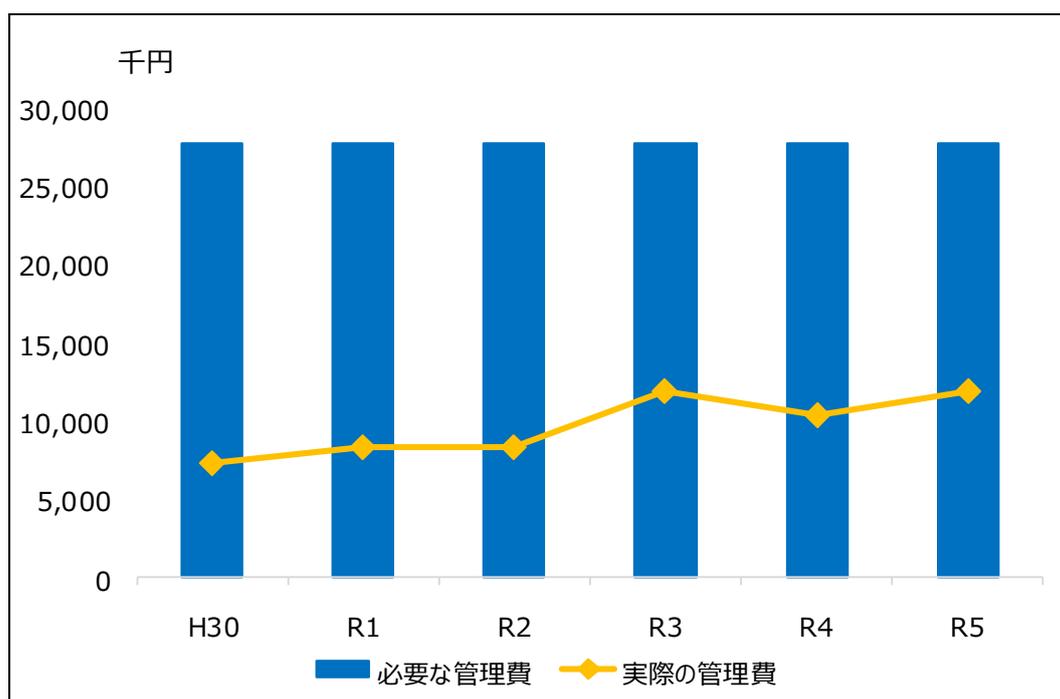
○樹形の悪化による景観の阻害

一定の風向きにさらされ続けたため、本来の樹形を失い、景観を阻害している場合があります。



5) 管理費の状況

街路樹の成長により大木化・老木化した街路樹が増えることで、街路樹1本当たりの管理コストが増加する一方、財政健全化計画を推進してきたことなどによる財政的な事情から現在の管理本数に必要な管理費に対して、実際の管理費予算は3分の1程度となっており、健全な樹形が損なわれた樹木や強剪定によって緑量を抑制したことが原因で枯れ木が発生するなど、十分な管理ができていない状況にあります。このままの状態が続けば、街路樹の大木化や老木化が進み、更なる管理コストの増加が予想されます。



○剪定費の推移

剪定に要する費用は20年前と比較すると約2/3に減少している一方、管理本数に対する剪定本数の割合は約2%上昇していますが、市内に植栽されている街路樹は落葉樹かつ成長が早い特性を持つ樹種の数量が多いことから、街路樹の成長による作業負担の増加や老木化等により伐採が必要なもの、大木化により道路の安全性に支障を来す樹木の伐採費用等が必要となっていることに加え、近年の労務単価の上昇もあいまって街路樹の剪定コストが上昇しています。

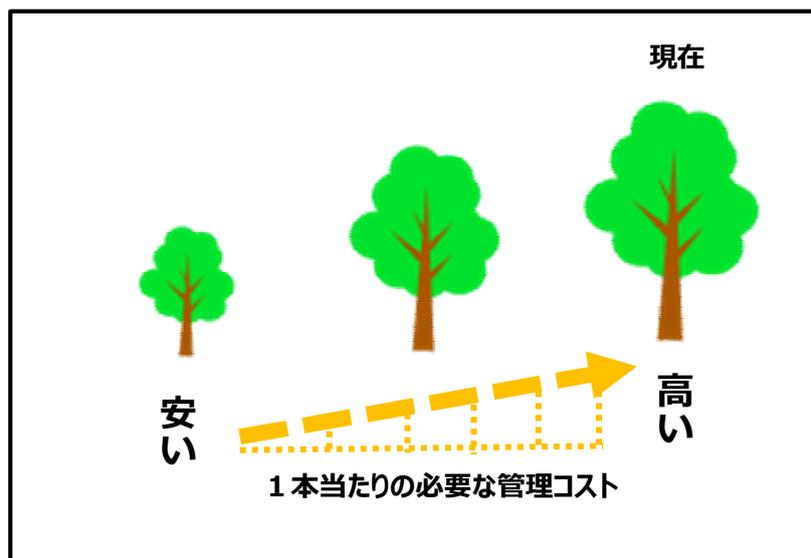
表 高木の管理本数・剪定本数・剪定費用の比較

年度	管理本数	剪定本数 (管理本数に対する割合)	剪定費用
平成14年度	7,252本	997本 (13.7%)	15,487千円
令和4年度	5,661本	900本 (15.8%)	10,274千円

○樹木の成長によるコスト増

本市では緑化推進及び緑量の増加を目的として成長の早い高木樹種（プラタナス等）が多く植栽されているため、本来であれば毎年剪定する必要が生じている路線も多数存在しています。

また大木化・老木化に伴い過密かつ肥大に成長しているため剪定頻度も増えており、1本当たりの管理コストが上昇しています。



6) 維持管理費圧迫の要因

大木化・老木化した街路樹が増えたことにより維持管理費が増加していますが、過去5年間における街路樹剪定本数の履歴を見ますと、本市における街路樹剪定の大部分は、プラタナスの剪定が主体となっていることがわかります。

プラタナスは、環境への適応力が高く丈夫に育つことから、かつては街路樹としての需要が高く、本市においても積極的な植栽が行われておりましたが、枝葉の処理にコストがかかり、毎年剪定が必要となるため、やむを得ず2年に1回の強剪定に抑える等、維持管理費を圧迫している大きな要因となっています。

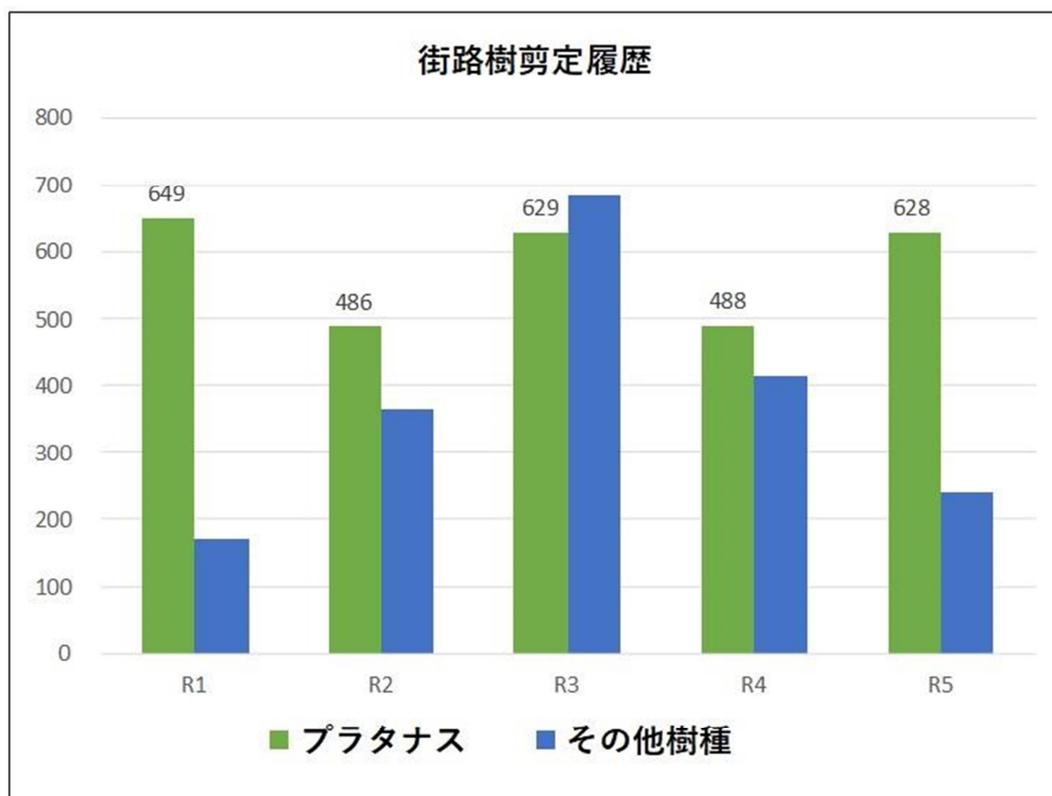
言い換えれば、プラタナスの剪定費が過度な負担となり、他の街路樹の剪定まで手が回らない状態になっているとも言えます。

単位：本

剪定	R1	R2	R3	R4	R5	備考
プラタナス	649	486	629	488	628	2年に1回で一巡
その他樹種	171	364	685	412	238	
合計	820	850	1,314	900	866	

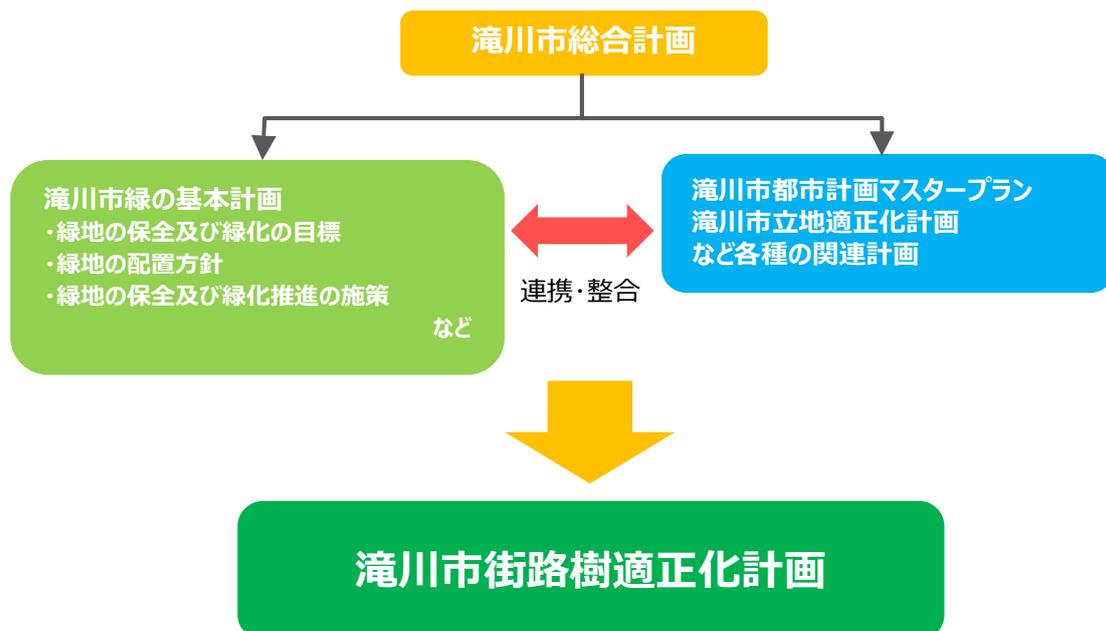
単位：千円

	R1	R2	R3	R4	R5	備考
剪定費用	8,206	8,272	11,748	10,274	11,847	※剪定費のみ



(3) 本計画の位置づけ

本計画は、これまで実施されてきた滝川市の公園緑地に関する計画を引き継ぎつつ、「滝川市都市計画マスタープラン（R06.03 改定）」「滝川市緑の基本計画（R02.02 改定）」の理念に基づき、快適な道路空間・歩行空間を両立するとともに質の高い維持管理へと転換し、新たな街路樹の維持管理体制を確立することを目的として、「滝川市街路樹適正化計画」として定めます。



1) 適用の範囲

本計画は、滝川市が管理する市道に設置された街路樹等の緑化整備や維持管理について適用します。

国及び北海道が管理する道路に設置されている街路樹については、それぞれの機関に定める計画や基準等を踏まえた上で、それぞれの管理者と適宜連携を図りながら、より良い道路空間形成を推進します。

第2章 街路樹の基礎調査

(1) 点検調査

本計画策定に先立ち、現在の街路樹の状態を把握するため、主に居住区域に植栽されている街路樹 4,097 本を中心に点検調査を行い、樹木の健全度を A～D の 4 区分による判定を設けました。本点検調査により、樹木全体に劣化が進行している C 判定が 679 本、老木化により重大な事故につながる恐れがあり、かつ緊急対応を要する D 判定となった街路樹が 682 本あることが明らかとなりました。

1. 調査方法 専門業者による近接目視点検
2. 調査期間 令和 5 年 11 月 8 日から令和 6 年 3 月 15 日
3. 調査本数 4,097 本（郊外部を除く。）

点検調査の結果

判定区分	本数	路線数
A・B	2,736本	39路線
C	679本	18路線
D	682本	36路線
合計	4,097本	93路線



判定区分：A～D による判定

- A：全体的に健全である。緊急の対応の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
- B：全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。緊急の対応の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化樹木について定期的な観察が必要なもの。
- C：全体的に劣化が進行している。現時点では重大な事故につながるが、伐木等必要なもの。**
- D：全体的に顕著な劣化である。重大な事故につながる恐れがあり、早急の対応を必要とするもの。**

(2) 事故防止のための緊急対応

点検調査結果により、緊急対応が必要な D 判定の街路樹及び一部 C 判定の街路樹について、重大な事故発生の防止や、歩道及び道路の安全性の確保、市民生活に影響を及ぼす可能性のある街路樹を最優先として緊急的に街路樹の伐採を実施しました。



(3) 点検及び緊急対応後の状況

早急な対応を要するC・D判定の街路樹を伐採したことにより、当面の歩道及び道路の安全性等を確保することができましたが、伐根を完了していないため、順次伐根作業を行っていく必要があります。

また、劣化が進行している伐木等が必要なC判定の街路樹が一定数残存していること、その他の健全な状態の街路樹についても、時間の経過とともに老木化が進行することが予想されるため、これらの街路樹の管理について、本計画で示す方針に基づき適正に管理を行っていきます。



伐採対応後の結果（令和6年3月末）

判定区分	本数	路線数	備考
A・B	2,736本	39路線	
C	480本	49路線	令和8年度以降、順次伐採予定
D	0本	0路線	
合計	3,216本	88路線	※居住区域に植栽されている街路樹

第3章 街路樹の適正化に向けて

(1) 街路樹適正化の基本的な考え方

これまで滝川市では、緑の「量的確保」の観点から、道路整備に合わせて多くの街路樹を植栽し、道路の緑化推進が進められてきましたが、植栽後一定の期間が経過し、一部では大木化や老木化、生育環境の悪化などが見られ、道路交通の安全や市民生活に悪影響を及ぼす状況が現れてきました。また、限られた予算の中では、現在の街路樹全てを健全に管理していくことは限界にきています。

しかし、街路樹には滝川市の景観形成や沿道環境の保全・交通安全等の機能があり、それらの効果を確実に発揮できることが重要です。これからは、街路樹1本1本が生き生きと彩り、市民が緑で心を癒やし、安全安心に過ごせる道路空間の形成を図り、

市民に愛される街路樹 を目指します。

(2) 基本理念と方針

「滝川市緑の基本計画（R02.02 改定）」における将来像（緑のコンパクトタウン たきかわ）に基づき、街路樹が抱える様々な問題を解決するため、街路樹の健全な生育環境を再整備するとともに、街路樹を美しく健全に保つための十分な管理を持続できる配置や管理体制づくりを進め、適正化に取り組みます。

森・川・田園・街・空に人々の笑顔が映える、
緑のコンパクトエコタウン たきかわ
～ 市民の豊かな暮らしを支える、持続可能な緑を目指して ～

基本理念

市民に愛される街路樹へ

基本方針1：健全な緑の管理

- ・樹木の健全な生育
- ・緑のリユース

基本方針2：人に快適な街路樹

- ・より安全な道路空間に
- ・より快適な歩行空間に

基本方針3：地域の風景を守る

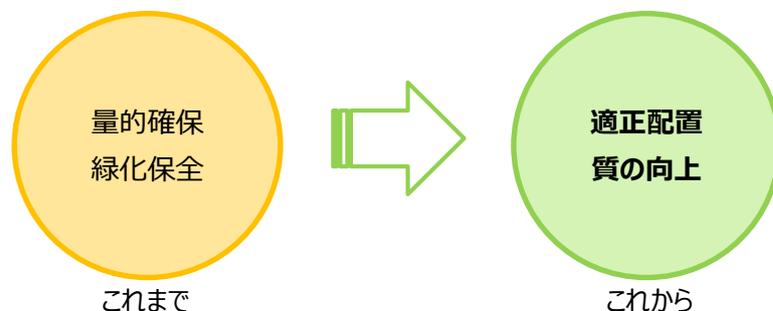
- ・景観をつくる
- ・歴史を守る

基本方針4：市民とともに

- ・地域や企業との協働
- ・市民とともに考える

(3) 滝川市の街路樹の将来像

今後は、限られた予算のなかで持続可能な街路樹の管理を目指し、これまでの「量的確保」から「適正配置と質の向上」を図ることを目指します。



街路樹の「適正配置と質の向上」を図るため、本市で管理、把握している約5,700本の街路樹を今後約10年間で1/3程度まで削減し、管理コストの負担低減、歩道及び道路の安全性の確保を目指します。

また、管理本数を減らした後の健全な街路樹は、景観形成や沿道環境の保全・交通安全機能等の維持向上の観点から、路線ごとの適正な配置や丁寧な管理を行い、健全な生育環境を整備していくことを目指します。

なお、大木化・老木化が進行し、維持管理費増加の大きな要因となっているプラタナスについては、「滝川市緑の基本計画」における市街地街路樹景観の重点管理路線（滝新通り線）を除いて、積極的に管理本数を減らしていくこととします。



※令和6年と令和7年は、令和5年に実施した伐採木の抜根を中心に実施する予定のため、本数に変動が無い見込

(4) 将来管理本数の計画的な推進に向けて

基礎調査結果や維持管理費圧迫の要因などを考慮して、必要な街路樹の伐採（間引き）を以下の方針のもと優先順位を付けて計画的に実施していくこととします。

～街路樹の伐採方針～

- ①健全度 C 判定となった樹木の伐採を優先して実施することで、安全性の確保を図ります。
- ②維持管理費圧迫の要因となっているプラタナスについては、積極的に伐採（間引き）を進めることで、維持管理コストの早期縮減を図ります。
- ③道路の安全な通行や見通しの確保などを図るため、支障木や不適合木の伐採を進めます。
- ④健全な街路樹の生育を確保するため、樹間が狭くなっている密集木は間引きます。

第4章 街路樹適正化方針

基本方針1

～健全な緑の管理～

街路樹の1本1本が美しく健全に生育することができるよう、より良い環境を整えて、樹種の特長や樹齢、状態に応じた管理を行います。

(1) 基本的な考え方

○ 樹木の健全な生育

街路樹同士が近接し過ぎたり、建物・電線・地下埋設物等に生育を阻害されたりしている街路樹に対しては、良好に生育し、樹形を保つことができる環境を作ります。また、大木化・老木化・病虫害による空洞化などが心配される樹木に対しては、専門家が診断し、緑を守る努力をします。

○ 緑のリユース

伐採した樹木を有効活用することに加え、緑を必要としている公園などに街路樹を移植し、緑を有効に活用します。

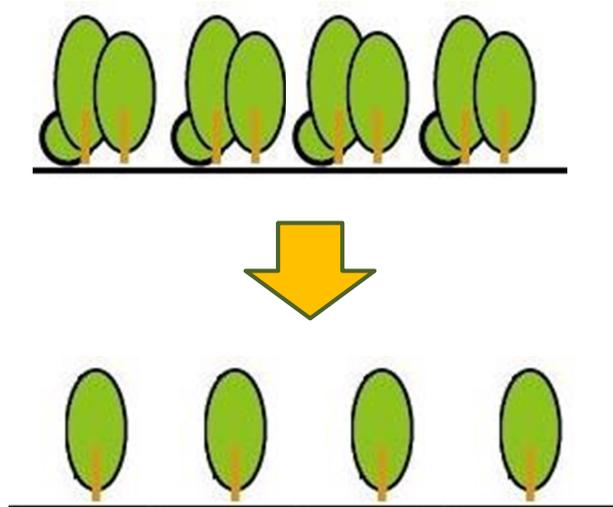
(2) 具体的な取り組み

○ 密集した樹木を間引く

これまでは街の緑の量を増やすため、プラタナスなどの成長の早い樹種を植栽するとともに、密に植樹を行ってきました。樹間が狭い樹木は、成長に伴い互いに生育空間を狭めたり、病気や害虫など伝染につながったりすることがあります。そのため、樹間が狭い街路樹は間引き、適正な生育空間をつくります。

【取り組み例】

- ・ 植栽間隔（概ね10m未満）が詰まり健全な生育を阻害している街路樹の間引き



○ 樹形・高さの統一化

道路空間に対し大きく成長し過ぎた並木では、建物や電線の影響で個々の樹木の樹形や樹高がまばらになっている場合があるため、剪定による樹高の引下げを行い、樹形と樹高を美しく統一します。

【取り組み例】

- ・歩道幅員や境界との離隔距離、車道への影響（建築限界）等といった沿道環境を考慮した適正な樹形へと剪定
- ・大木化した街路樹を更新又は樹形の再生を行い、適正な剪定による維持管理

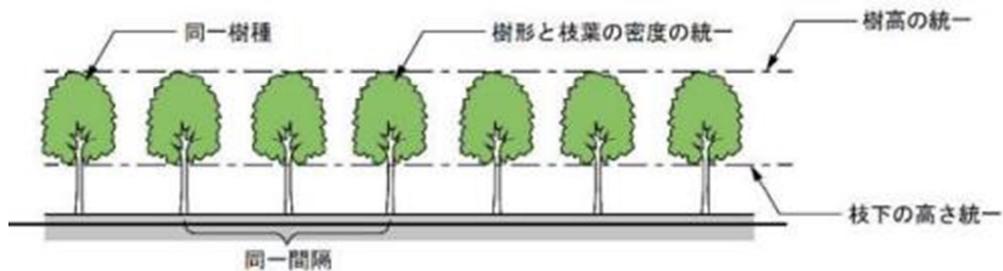


図 統一美を表現する街路樹の条件

出典：「大型街路樹の維持管理手法に関する共同研究報告書」
平成 11 年 3 月 建設省土木研究所、(社)日本造園建設業協会

○ 専門家による診断と早期手当

老木化した樹木や病虫害を受けた街路樹は、造園会社などの専門家による診断を行い、適切に治療します。治療できない場合は、倒木の恐れがあるので安全を優先し伐採します。

【取り組み例】

- ・倒木等の危険がある大木、老木の更新及び伐採



○ 街路樹のリユース

地球温暖化防止や SDGs の観点から、伐採した街路樹の発生材（伐採木等）を加工することや、木質バイオマスとして有効活用を図ることを目指します。

また、車両出入口を設けるために伐採が必要となった街路樹は、道路法第 24 条の道路工事施行承認申請により伐採が認められていますが、代替の樹木を公園に移植することとし、より良い新たな場所で生育できるよう努めます。



例：伐採木を加工した薪



代替樹木の移植（北海道の森）

基本方針 2

～人に快適な街路樹～

街路樹は人に潤いをもたらす一方で、道路交通を妨げている場合があります。そのようなときは、歩行者や自動車の安全を優先し、対処します。

(1) 基本的な考え方

○ より安全な道路空間に

標識や信号等の視認性が低下したり、交差点・横断歩道周辺の見通しを阻害したりするなど、交通安全に支障を及ぼす街路樹は伐採します。

○ より快適な歩行空間に

大木化により歩行空間を過度に狭めていたり、根上りによる段差が発生したりするなど、歩行者の安全性や快適性に支障を及ぼす街路樹は伐採し更新します。

(2) 具体的な取り組み

○ 支障木の伐採

道路の安全な通行や見通しの確保を図るため、危険な樹木や信号、道路標識に近接し過ぎる街路樹、交差点・横断歩道周辺の見通しを阻害する街路樹は伐採します。

【取り組み例】

- ・ 倒木や落枝の危険がある大木、老木の伐採及び更新
- ・ 交差点部に植栽された街路樹や標識・信号・照明灯の支障木を伐採及び更新

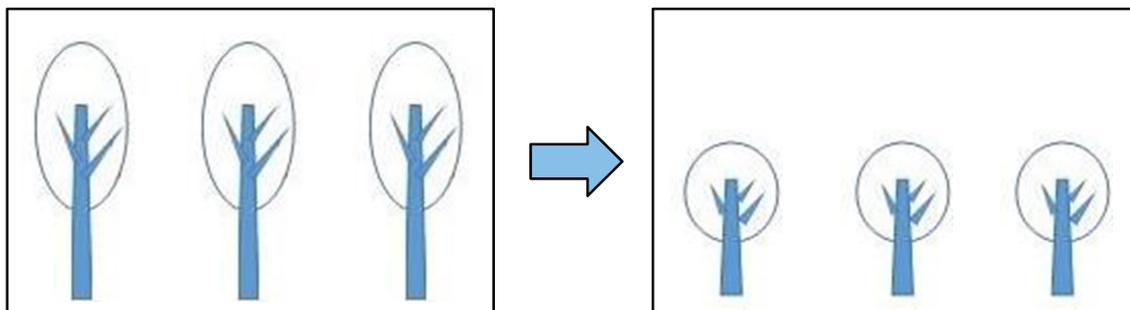


○ 樹形の縮小

民有地への枝の張り出しや過剰な落ち葉など、大木化により市民に過度な影響を及ぼす街路樹は、樹形を縮小し影響を小さくします。

【取り組み例】

- ・ 侵入枝が著しい街路樹は樹形再生により隣地境界との離隔距離（クリアランス）確保

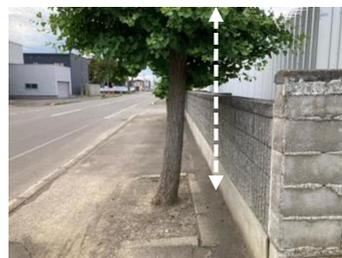


○ 不適合木の伐採

歩行者の安全な通行を確保するため、必要な有効幅員が確保できていない幅の狭い歩道の街路樹や、民有地側に植栽され枝葉が民有地にかかるのを避けるため不自然な樹形となっている街路樹は伐採します。

【取り組み例】

- ・ 必要な有効幅員（歩行空間）が確保されていない箇所の街路樹の伐採
- ・ 民有地側に植栽されている街路樹の伐採



○ 根上り対処

根上りがある街路樹に対して、植栽基盤の改良や根上りの原因になっている根の切断や除去を実施し、問題を解決します。



基本方針3

～地域の風景を守る～

滝川市の街路樹は四季を感じる景観の一部として市民の心を癒やしています。引き続き、滝川市を彩る街路樹をより良い状態で守っていきます。

(1) 基本的な考え方

○ 景観をつくる街路樹の保全

滝川市の景観をつくる街路樹をより良い状態で保全します。

○ 愛される街路樹の保全

市街地の環境を良くし、地域住民に愛されシンボルとなっている街路樹をより良い状態で保全します。

(2) 具体的な取り組み

○ 美しい景観をつくる街路樹の保全

滝川市の景観をつくる街路樹として、特に四季を感じることのできる街路樹が連続する東二号通（東第1 授業場通り線）のイチョウ並木は、国道とも交差するゲートウェイ空間の緑でもあり、滝川市が誇る優れた街路樹の最重要路線として、より良い状態で保全・PR を行っていきます。

【取り組み例】

- ・重点管理路線は必要に応じて軽剪定を加えるなど、きめ細やかな剪定を行い美しい樹形に仕立て、風格ある街路景観を創出



基本方針4

～市民とともに～

街路樹は市民と身近に関わり、地域の魅力を高め、市民に憩いをもたらしています。そのような街路樹を市民と協働で守り、次の世代につなげます。

(1) 基本的な考え方

○ 市民とともに考え・行動する

地域に根付いた街路樹の今後について、市民とともに考え、協働できるよう努めます。

○ 地域や企業の協力を得る

周辺地域や周辺立地企業とともに環境保全を目指します。

(2) 具体的な取り組み

○ 市民とともに考える

街路樹に大きな変更を加える場合には必要に応じて地域で話し合いを行い、市民と市がそれぞれの思いを伝え、分かち合い、協働の可能性や活用アイデアを検討の上で実施します。

○ 市民とともに行動する

地域の街路樹を守り、保全するための市民活動（草刈り・落ち葉拾い等）を推進し支援します。（落ち葉用ゴミ袋の配布と回収等）



○ 地域協働による管理体制

市営住宅や工業団地、商店街などに植栽された受益者が限られた街路樹は、管理の協力体制や街路樹の適正量を関係者と協議し、将来を見据えた上で地域に無理のない協働の体制づくりを進めます。



第5章 街路樹適正化に向けたスケジュールと進行管理

(1) 事業の優先順位



(2) 街路樹適正化計画の進行管理

○ 計画の実現に向けて

街路樹の適正化に当たっては、限りある財源を有効に活用し、効率的に本計画を実施するため柔軟な対応が必要であり、優先順位に基づいた事業を推進するとともに、進捗状況の把握・分析・検証を行って運用を見直すなど、効果の早期発現に向けたPDCAサイクルを確立していきます。

また、毎年、計画の進捗確認を行い、進捗に遅れがある場合は原因の解消方法を検討し、状況に応じて優先順位を再検討することで早期の適正化を目指します。



第6章 おわりに

滝川市は、昭和54年6月に策定した「滝川市まちづくり計画」による、「滝川市長期開発基本構想（昭和53年度～昭和75年度）」において、将来の都市像を100,000人と設定したことにより、市街地の拡大を進めるための道路整備を行い、緑地の面積や植栽のボリュームを拡大することが志向され、今日まで多くの街路樹を植栽し、市民に親しまれてきました。

しかし、植栽から一定の期間が経過し街路樹が大木化していることや、管理費の縮減などにより、景観や安全を損なう状況も見られました。

街路樹は滝川市の街並みを彩り、市街地では潤いをつくる重要な存在です。その一方で、街路樹が植栽されている道路は、高齢者や子どもなど全ての人が安心して通行できる必要があります。

この計画では、滝川市の街路樹について保全していくものと、伐採するものを決めました。保全する街路樹については、市民の皆さんの大切な財産として将来にわたり丁寧に管理していきます。

また、今後新たに整備する路線の街路樹についても、安全安心で美しい街並み形成のため、数十年後の将来像を見据えて計画していきます。

滝川市では、本計画に従い街路樹を適切に管理し、市民の皆様が親しまれ、喜ばれるような「市民から愛される街路樹」として、市民の皆様との協働による緑化を目指していきます。



資料編

- 1) 街路樹の管理基準
- 2) 街路樹の法的位置付け
- 3) 道路植栽にかかわる制約
- 4) 路線別適正化方針

■ 街路樹の管理基準

街路樹の維持管理コストの抑制を図りつつ、より効率的な維持管理を行うための手法や技術的な基準を設定します。また、街路樹の植栽にあっては、安全・安心で美しい街並みを形成するため、以下に配慮し統一的な街路樹の維持管理に努めることとします。

<植栽基準>

- 1 街路樹は、路線ごとに同一種、同一規格、同一間隔で配植することとします。
- 2 高木の植栽間隔は、10mを標準とします。
- 3 新規に植栽する樹木の樹高は、おおむね 2.5m～4mとし、幹周は 25 cm以下のものを標準とし、維持管理負担の軽減の観点から剪定の手間や制限要因の少ないイタヤカエデやハクウンボク、ヤマモミジ等の樹種を選定します。（樹種は次ページの表を参照）
- 4 交差点部の植栽は、交差点の隅切の起終点から 20～30m程度は視距確保による安全性の確保に努めるため植栽しないこととします。

（更新及び補植基準）

「更新」は「伐採」にかかる基準に該当する樹木が連続的に発生している箇所に適用します。ただし、視距の確保や間引きによる「伐採」については植樹されている場所自体に問題があることから「更新」として取扱わず、補植は行わないこととします。

具体的な基準は以下のとおりとします。

- 1) 調査により危険と判断された樹木や老木化が著しく多くある路線
- 2) 著しい根上がりが連続して発生し、通行に支障がある路線
- 3) 空き枿が多く発生している路線で樹種の更新が望まれる路線

（伐採基準）

- 1) 信号、標識などに接近しすぎている樹木や、交差点付近など交通の安全を確保する必要がある箇所^(※)において、見通しの確保を図る上で伐採が望ましい樹木
(※信号、横断歩道の前後概ね 20～30m以内または標識の前方 3m以内にあり、視距を妨げる樹木)
- 2) 植栽間隔が基準（10m）より狭く、間伐が必要な樹木
- 3) 歩道の有効幅員（2m）が確保されていない樹木
- 4) 民有地の際に植栽され、不整形な樹形となっている樹木
- 5) 大木化等の理由から強剪定をした結果、良好な樹形の回復が見込めない樹木
- 6) 虫害や欠損による腐朽等による樹木の回復・成長が見込めないもの
- 7) その他、将来管理本数を達成するために伐採が必要な樹木

<剪定基準>

樹種によって成長が早いものや遅いものなど違いがあるため、樹種ごとの特性や樹木の成長を考慮して、以下のとおり剪定頻度を定めるものとします。

表 主な樹種の特性及び剪定頻度

特 性	剪定頻度	樹 種
成長が早く、毎年の剪定を行うもの	1年に1回程度	プラタナス ニセアカシア ネグンドカエデ
成長がやや遅く、数年に一度の剪定を行うもの	3年に1回程度	トチノキ
	4年に1回程度	イチヨウ
	5年に1回程度	ハシドイ ハルニレ イタヤカエデ
基本的には無剪定での管理が可能な樹種	無剪定（※）	ヤマモミジ ナナカマド エゾヤマザクラ

（※無剪定とする樹種についても、著しく樹形が乱れたり家屋等へ支障をきたす状態においては適宜剪定を行うものとする。）

参考）北海道の道路緑化に関する技術資料（寒地土木研究所）

■ 街路樹の法的位置付け

(1) 道路法

(用語の定義)

第2条 (略)

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

(2) 道路上の並木又は街灯で第18条第1項に規定する道路管理者の設けるもの

(道路の構造の基準)

第30条 (略)

3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

(2) 道路構造令

(植樹帯)

第11条の4 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(3) 道路緑化技術基準

第1章 総則

1-1 基準の目的

本基準は、道路緑化の一般的技術的基準を定め、その合理的な整備及び管理に資することを目的とする。

1-2 適用の範囲

本基準は、道路において、緑化を図る場合に適用する。なお、法面緑化及び防災林の造成については、本基準の対象外とする。

1-3 道路緑化の基本方針

道路緑化にあたっては、道路交通機能の確保を前提にしつつ、美しい景観形成、沿道環境の保全、道路利用者の快適性の確保等、当該緑化に求められる機能を総合的に発揮させ、もって、道路空間や地域の価値向上に資するよう努めるとともに、交通の安全、適切な維持管理及び周辺環境との調和に留意しなければならない。

1-4 用語の定義

1 道路緑化

道路において、樹木、地被植物若しくは草花（以下、「樹木等」という。）を保全又は植栽し、これらを管理することをいう。

2 道路植栽

道路において、保全又は植栽され、管理された樹木等をいう。

3 高木

道路植栽のうち、主に並木等の単木として使用する樹木をいう。

4 中・低木

道路植栽のうち、主に列植や群植として使用する樹木をいう。なお、一定の樹高を有し遮蔽機能を有するものを中木、それより低木という。

5 地被植物

道路植栽のうち、芝、木本植物、草本植物、つる性植物、ササ類等の地表面を被覆する樹高の低い植物をいう。

6 草花

道路植栽のうち、花等の草本植物をいう。ただし、5の地被植物を除く。

7 植栽地

道路において、樹木等を保全又は植栽する場所をいう。

8 環境施設帯

植樹帯、路肩、歩道、副道等で構成される、幹線道路における沿道の生活環境を保全するための道路の部分の部分をいう。

9 植栽基盤

植物の根が支障なく伸長して、水分や養分を吸収できる土壌条件を備えている土層をいう。

第2章 整備

2-1 計画

1) 道路計画においては、地域に求められる緑化の機能を考慮し、植栽地を適切に配置

することが望ましい。

- 2) 植栽地の配置を計画する場合は、安全かつ円滑な交通の確保に留意しなければならない。
- 3) 植栽地の意匠並びに樹木等の基本的な構成及び配置の決定にあたっては、気象条件、緑化等に関係する地域の計画との整合、沿道状況、美しい景観形成、想定される維持管理水準（剪定頻度等をいう。以下同じ。）等に留意することが望ましい。
- 4) 道路の整備が予定されている区域内に保存の必要性が高い植物がある場合は、その存置や移植を検討しなければならない。

2-2 設計

- 1) 植栽設計（植栽地の平面配置、樹種等、樹木等の具体の構成や配置の決定）にあたっては、地域に求められる緑化の機能を考慮するとともに、安全かつ円滑な交通の確保や他の構造物の保全、植栽基盤、想定される維持管理水準、周辺の植生への影響等に留意しなければならない。
- 2) 高木を植栽する場合は、植栽しようとする樹種の成長特性等を理解の上、目標とする樹形、樹高を想定し、植栽する道路空間や維持管理水準に見合った樹種、植栽間隔とすることが望ましい。
- 3) 中・低木を植栽する場合は、供用後の枝葉の繁茂や剪定頻度等も考慮に入れ、交差点内の視距や横断歩道を横断している又は横断しようとする歩行者等の視認性、歩行者や車両の通行空間の確保に支障を生じないように留意しなければならない。
- 4) 植栽地において雑草の発生等が見込まれる場合は、地被植物等を植栽することが望ましい。
- 5) 他の構造物の点検や維持修繕が困難となる場所は、植栽地としてはならない。また、樹木等の具体の構成や配置の決定にあたっては、樹木等の成長により他の構造物に影響が生じないように留意しなければならない。
- 6) 環境施設帯は、沿道環境が適切に保全されるように樹木等の具体の構成や配置を定めなければならない。また、幼木の植栽により樹林を造成する場合は、成長に応じた間伐等を考慮し、樹木等の具体の構成や配置を設計することが望ましい。

2-3 施工

- 1) 樹木等の植栽は、植物や地域の特性に応じた時期や手法を踏まえて行うことが望ましい。また、植栽の活着状況に応じ適切な保護養生を行うことが望ましい。
- 2) 既存の樹木等の存置又は移植にあたっては、保全対策を講じることが望ましい。

第3章 管理

3-1 道路巡回

- 1) 樹木等の管理にあたっては、道路巡回や道路利用者等からの道路の異状等に関する情報の活用により、道路交通への支障や道路利用者等の危険の未然防止に努めなければならない。

- 2) 通常巡回においては、落枝、枯損樹木、横断している、若しくは横断しようとする歩行者等又は道路標識の視認性への影響の有無等を確認することに努めなければならない。
- 3) 定期巡回においては、落枝、枯枝、枯損樹木の有無等の確認のほか、キノコ等の発生、他の構造物への干渉等の枯損や倒伏に繋がる事象を確認することに努めなければならない。
- 4) 台風や大雪、地震等の異常気象時や災害発生時においては、異常時巡回により、樹木の被災状況及び道路交通等への影響を確認しなければならない。また、異常気象による被害が予想される場合は、通常巡回や定期巡回により確認された異状又はその兆候を踏まえ、枯枝の除伐等の事前の保護対策を講じることが望ましい。
- 5) 異状又はその兆候が確認された場合は、必要に応じて専門家による調査を行うなどの方法により、樹木の健全度について確認し、安全の確保の観点から対策の必要性及び緊急性を判断したうえで、必要な対策を適切に行わなければならない。

3-2 道路植栽及び植栽地の管理

- 1) 道路植栽の健全な生育及び緑化機能の維持向上、道路巡回で確認された事象への対応、道路利用者等の安全への影響の未然防止を図るため、剪定、除草、病虫害防除、灌水等を適切な時期に行うことが望ましい。
- 2) 日本風景街道等の美しい景観形成が必要な地域や、景観法に基づく景観重要公共施設においては、樹形や植栽地の美しさを維持できるよう、十分な剪定や除草等の頻度を確保し、適切な方法で措置を講じることが望ましい。
- 3) 草花は定期的な植替えが前提となることから、季節に応じた計画的な植替えを行えるよう、沿道住民等との協働等、継続的な管理体制を構築することが望ましい。

3-3 樹木の更新

- 1) 樹木については、道路利用者等の安全確保を考慮して、落枝、病虫害・空洞等の活力低下が確認され、倒伏等に繋がるおそれがある場合、大径木化による道路交通や他の構造物への影響等が確認あるいは想定される場合には、危険回避のための除伐や未然防止のための更新その他の措置の必要性や緊急性等を総合的に検討し、適切な措置を講じなければならない。
- 2) 大径木化、高木化等により道路の区域内で健全な樹形や良好な景観が維持できなくなると予想される場合には、計画的かつ段階的な更新を行うことが望ましい。
- 3) 更新にあたっては、従前の道路植栽にこだわらず、道路利用状況、沿道状況等の変化を考慮し、植栽計画や植栽設計を再検討することが望ましい。

■ 道路植栽にかかわる制約

道路には、地上空間に街路灯や交通標識などの道路附属物のほか、電柱などの占用物件があり、また、地下空間にも上下水道管やガス管、共同溝など様々な施設があり、街路樹と空間的に競合しています。これらの制約の中、街路樹の植栽及び維持管理を行っていくことが必要となります。

(1) 建築限界 (道路構造令 第 12 条)

道路法に基づく「道路構造令」では、市町村道の一般的技術基準等を定めています。

同令第 12 条では、道路上で車両や歩行者の交通の安全を確保するため、ある一定の道路空間を「建築限界」と定めており、街路樹の植栽・生育空間が制約されています (図 参 1)。

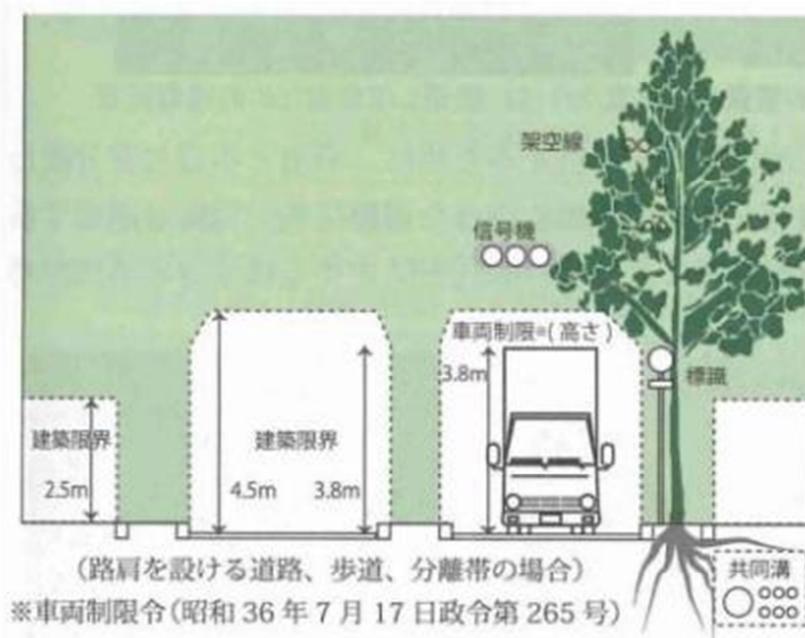


図 参 1 建築限界及び道路の附属物等との競合

(出典：道路緑化技術基準・同解説 (平成 28 年 3 月) (公益社団法人日本道路協会))

(※ 冬期積雪によるクリアランスの減少がある場合は、+0.2m を確保することが望ましい。)

(2) 滝川市道路構造等条例

「滝川市道路構造等条例」では、道路構造令で定める一般的技術的基準を参酌した「植樹帯等の技術的基準」を定めています。本条例では、交通量の多い主要な道路には必要に応じて、街路樹を植栽するものとし、その場合、植樹帯の幅員は 1.5m を標準とするものと定めています。

一方で、歩道を設ける場合、歩行者の交通量が多い市道では幅員 3.5m 以上、その他の市道にあっては幅員 2m 以上とするものと定めています。

しかしながら、整備から相当年数が経過している道路は、現在の基準を満たしておらず、歩道空間や植樹帯等の幅員が十分に確保できていないといった問題が生じています。

(植樹帯)

第 14 条 第 4 種第 1 級及び第 2 級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、

必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とすることができる。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(歩道)

第11条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第3種又は第4種第4級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りではない。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項の規定による幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

■ 路線別適正化方針

目 次

(1) 滝川市街路樹路線図	42
---------------	----

(2) 路線別適正化方針

(路線番号)	(路線名)	
6	南2丁目通り線	43
8	第8耕作通り線	47
9	第7耕作通り線	51
11	第5耕作通り線	55
16	啓南通り線	59
18	荷揚通り線	63
21	蔵前通り線	67
22	北2丁目2号線	71
24	栄町花月町24号線	73
26	菜の花1号線	75
28	栄町空知町28号線	79
29	空知通り線	85
32	栄通り線	89
33	鈴蘭通り線	93
34	北3丁目通り線	97
36	栄町36号線	101
38	楓2号線	103
40	材木通り線	107
43	文化通り線	111
44	北2丁目1号線	115
45	明神町45号線	117
47	南1丁目通り線	119
48	明神町新町48号線	123
51	南3丁目通り線	127
52	新町52号線	133
53	新町53号線	135

54	南4丁目通り線	137
55	滝新通り線	143
56	新町56号線	147
58	南6丁目通り線	151
72	菜の花2号線	155
73	花月町空知町73号線	157
77	啓南77号線	161
80	啓南80号線	163
82	啓南82号線	167
86	啓南86号線	169
91	啓南91号線	171
104	有明町104号線	173
114	西第2授業場通り線	175
117	西第1授業場通り線	181
119	西町幸町119号線	193
120	西町120号線	197
121	西町121号線	199
126	西町扇町126号線	201
131	扇町泉町131号線	203
159	西裡通り線	209
165	西町扇町165号線	213
220	泉町220号線	215
245	西町245号線	217
247	泉町247号線	219
259	泉町259号線	225
261	幸町261号線	229
262	有明町262号線	231
265	有明町265号線	233
266	幸町266号線	235
301	広小路5丁目通り線	237
303	西1号通り線	239
307	本町1丁目通り線	245
309	西裡仲通り線	247
312	東裡通り線	251
314	赤平通り線	259
316	大町1丁目通り線	267
318	大町318号線	271

320	大町320号線	273
327	大町327号線	277
337	東第1授業場通り線	281
342	東町342号線	299
350	東第2授業場通り線	305
352	大町東町352号線	313
391	流通団地391号線	319
396	流通団地396号線	323
400	流通団地400号線	325
512	西1丁目通り線	327
513	朝日町西513号線	335
537	朝日町西537号線	337
547	西3丁目通り線	339
557	東4丁目通り線	345
558	運動公園通り線	349
563	東3丁目通り線	353
568	黄金町東568号線	359
573	東2丁目通り線	363
578	東1丁目通り線	367
589	一の坂町朝日町東589号線	377
605	東1号通り線	379
614	朝日町二の坂町東614号線	387
655	啓南655号線	393
736	滝の川町東736号線	395
807	西滝川807号線	399
824	北滝の川東824号線	403
827	東1線	405
905	東滝川905号線	427
914	荒山通り線	429
924	東滝川924号線	435
935	東滝川935号線	439
1055	江部乙町東1055号線	443



滝川市街路樹適正化計画

令和6年（2024年）10月 策定

発行/滝川市

編集/滝川市建設部土木課



ちょうどいい田舎

滝川